

## 農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリストの見直し 危害要因の分類について（案）

### 1. 趣旨

優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト（以下、「優先リスト」という）では、現状、有害化学物質（危害要因）を次の 2 区分（※便宜上、（1）（2）とする）に分類しているところ。

- （1）リスク管理を継続するため、直ちに、含有量実態調査、リスク低減技術の開発等を行う必要のある危害要因
- （2）リスク管理を継続する必要があるかを決定するため、危害要因の毒性や含有の可能性等の関連情報を収集する必要がある危害要因、または既にリスク管理措置を実施している危害要因

農林水産省が国際的に整合した食品安全に関するリスク管理を開始して 10 年が経過した。この間、経験が蓄積されるとともに、「リスク管理措置を実施している危害要因」も増えてきたことから、現状を反映させ、さらに分かりやすくするため、今般、優先リストにおける危害要因の分類について見直すこととしたい。

なお、今後もリスク管理の進展に応じ、必要に応じ適宜見直すこととする。

### 2. 見直し案

優先リストの区分のうち、（2）の区分をさらに分割し、以下のとおり（1）～（3）とする。また、取組内容を分かりやすく説明するため簡単な脚注を付す。

- （1）リスク管理措置の必要性を検討するとともに、必要かつ実行可能な場合にリスク管理措置を実施するため、含有実態調査、リスク低減技術の開発等を行う必要のある危害要因

（注）リスク管理措置の必要性の検討は、摂取寄与が高いと考えられる食品を中心に詳細な実態を調査し、暴露推定を行う。国際的なリスク評価又は国内におけるリスク評価で得られた毒性指標値等を参考にする。

リスク管理措置の実行可能性の検討は、リスク管理の標準手順書「5. リスク管理措置の策定」に基づき、発生する可能性がある他のリスク、技術面、財政面での実行可能性、リスクと便益との関係等を検討する。

- （2）危害要因の毒性や含有の可能性等の関連情報を収集する必要がある危害要因

（注）含有の可能性等の関連情報を収集し、どのようなデータが不足するか検討し、必要に応じ、含有実態の調査や研究を行う。当該食品の我が国における消費量が多いなど人の健康へのリスクが大きいと想定される場合には、リスク管理措置の必要性の検討のため、詳細な実態調査を進める。

- （3）既にリスク管理措置を実施している危害要因

(注) 各種情報収集を継続する。また、リスク管理措置を実施した結果、有害化学物質の濃度が低く保たれているか等、最新の実態に基づき当該措置の有効性を検証し、必要に応じ措置を見直す。